

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成31年2月28日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年3月15日から同年4月4日まで縦覧に供する。

平成31年3月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 大横井地区	高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 棚田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 山下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 青池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 東神内地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 桶樋南地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 奥の池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 忠吾池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道事業) 下代地区	〃